

亀岡市循環型社会推進審議会 会議記録

会 議 名	第 3 9 回会議
日 時	平成 2 9 年 3 月 3 日 (金) 午後 1 時 0 0 分～ 2 時 5 0 分
場 所	市役所 2 0 2 ・ 2 0 3 会議室
出席委員	1 5 名のうち 1 2 名 (欠席 3 名)
事 務 局	4 名
傍 聴	なし
次 第	
1 開会 2 会長挨拶 3 市長挨拶 4 諮問 5 協議事項 ・ 亀岡市ごみ処理基本計画の改訂について 6 閉会	

会 議 の 概 要

■事務局

第39回亀岡市循環型社会推進審議会の開催にあたり、審議会条例施行規則第5条第2項により、委員の半数以上の出席がなければ会議が開けないことを説明。委員15名中11名の出席により、半数を超え、会が成立していることを報告。

会長より挨拶

■会長

よろしくお願いいたします。今年は諮問が一つあるということで、大変、重要な作業となると思います。しっかり審議して良い答申を出したいと思いますのでご協力よろしくお願いいたします。

市長より挨拶

■桂川市長

みなさんこんにちは。日々春らしくなってきましたが、本日は、大変忙しい中、亀岡市循環型社会推進審議会に御出席をいただき、ありがとうございます。

この審議会は、亀岡市循環型社会推進条例において設置が規定されており、ごみ処理基本計画の改定など多くの重要な事項について、貴重な御意見を頂戴してきたところです。

平成25年3月に策定された「亀岡市ごみ処理基本計画」は、平成29年度が中間目標年度とされており、亀岡市におけるごみ処理の現状をふまえ、策定指針に従い見直しを行いたいと考えているところです。

亀岡市のごみは焼却処分または埋め立て処分については、その処分費用や各処理施設の維持管理についても多大な費用を要しているところです。特に、最終処分場については、平成44年3月までの使用期間の延長を見込んでいるものの、いずれは、約50億といわれる新たな処分場の建設が必要となります。「さらなるごみの減量」と「細かな分別によるリサイクルの推進」を少しでも早く押し進めていく必要があると考えているところです。

そういったことから、今回の計画の見直しにおいて、私が掲げております、かめおか・未来・チャレンジビジョンの中に記載しておりますが「世界に誇れる環境先進都市」として「循環型社会の構築のためのゼロエミッション」これはごみを出さない地域社会の推進を掲げておりまして、行政・市民・事業者がともに手を組み、リサイクルできるものはしっかりリサイクルし「ごみ」をできる限り「ゼロ」近づける取り組みを計画の中に盛り込み、新たに「亀岡市ゼロエミッション

計画」として策定していただきたいと考えています。

後ほど事務局より諮問内容について説明を行いますが、この計画の策定にあたり、委員の皆様におかれましては、それぞれに主体的、建設的な議論をお願い申し上げますとともに、今後数回にわたる審議会での意見をしっかりと反映し、亀岡市におけるゼロエミッションに向けた計画を策定していただきますよう、どうかよろしく申し上げます。

そしてまた、今後とも環境行政にご協力をいただきますようお願い申し上げます。本日はどうぞよろしく申し上げます。

■事務局

続きまして、本日の議事であります「亀岡市ごみ処理基本計画の策定」について、市長から審議会へ諮問をさせていただきたいと思っております。

■桂川市長

亀岡市ごみ処理基本計画の改訂について（諮問）

亀岡市循環型社会推進条例施行規則（平成13年3月30日規則第22号）第3条の規定に基づき、亀岡市ごみ処理基本計画の改訂について、貴審議会の御意見を伺います。どうかよろしく申し上げます。

■事務局

ありがとうございました。

ここで、市長は、他の公務ため退席させていただきます。

循環型社会推進審議会の目的と概要について説明。審議会にて述べられた意見は、審議会内で議論され、とりまとめられた上で、最終的に審議会の総意による正式な意見として答申となり、最終的な意思決定を市長が行うことを説明。

委員及び事務局がそれぞれ自己紹介を行う。

亀岡市循環型社会推進条例施行規則第5条第1項に基づき、会長に議事進行を依頼。

■会長

それでは、次第に基づき議事を進めて参りたいと思っております。協議事項の「亀岡市ごみ処理基本計画の改訂について」、事務局から説明を

お願いします。

■事務局

亀岡市ごみ処理基本計画の改訂について、説明。

平成 25 年 3 月に策定したごみ処理基本計画が平成 29 年度に中間目標年度を迎えること、様々なごみ減量施策を進めた結果、全体のごみ収集量は概ね減少していることを説明。

ごみの現状（平成 16 年度の排出量 33,527 トンをピークに、その後は減少傾向で平成 20 年度に 30,000 トンを切り、平成 27 年度に 26,634 トンとピーク時から 20%以上の削減となっていること）を説明。

家庭系燃やすごみの排出量（21 年度 15,573.03 トン、27 年度 13,498.73 トン、現計画の中間目標 29 年度 13,346.99 トンは達成可能と思われること）を説明。家庭系埋立ごみの排出量（21 年度 1,737.84 トン、27 年度 1,354.68 トン、現計画の中間目標 29 年度 1,605.32 トンはすでに目標を達成していること）を説明。事業系燃やすごみ（21 年度 6,224.36 トン、27 年度 6,582.74 トン、現計画の中間目標 29 年度 5,446.02 トンを大きく上回っている状態であること）を説明。

本市の最終処分場であるエコトピア亀岡について、満杯になれば新たな処分場が必要となり、場所の選定や造成・建設には 50 億円程度の費用が見込まれるため、更なる減量が必要である状況を説明。

ごみ処理基本計画の策定から約 4 年が経過し、計画の見直しが必要なため、審議会で「亀岡市ゴミ処理基本計画」に掲げる取組みを見直し、ごみ処理の在り方を審議いただきたい旨を説明。

■会長

ただ今の説明について、ご質問、ご意見はございませんか。

■委員

僕ですらあやふやな部分があるので、一般廃棄物の中で、家庭用のごみ、事業系のごみの定義というか、中身を皆様に教えてほしい。

■事務局

廃棄物は一般廃棄物と産業廃棄物とに分かれていること、家庭から出るごみは燃やすごみも燃えないごみも一般廃棄物となること、事業所から出るごみのうち法律で決まっているごみは産業廃棄物となることを説明。事業所から出る燃えないごみ（プラスチック、鉄、陶器、コンクリートやアスファルト等）は基本的に産業廃棄物となることを説明。事業所から出る燃えるごみは基本的に事業系一般廃棄物となり、亀岡市で処理するごみであることを説明。産業廃棄物は管轄が京

都府になり、収集運搬等を京都府が許可することを説明。

■委員

確認したいのですが、事業系で古紙とか紙とかはどうなるのですか。

■事務局

基本的には一般廃棄物であること、製造業などが紙を作る過程で出たものは産業廃棄物となること、産業廃棄物以外の物が一般廃棄物となることを説明。

■委員

古紙をどうするか、産業廃棄物に入れるかどうかとの議論があったと思うのですが。

■事務局

ごみなのか、資源物なのかという点もあります。

■委員

事業系のごみが増えているということですが、亀岡市で扱う事業系は燃やすごみのみということですね。エコトピアの延命化につきまして、燃やした後の残ったごみが多いということでしょうか。

■事務局

桜塚クリーンセンターで燃やした灰は、大阪湾のフェニックスで処分していること、灰をエコトピアに埋め立ててはいないことを説明。フェニックスでの処分は今後も継続できるかわからない状況であり、市独自で処分しなければならない可能性があることを報告。

■委員

今のところはエコトピアの延命化と直接のつながりはないと考えていいですか。事業系を減らすことは必要かと考えますが、分けて考える方がいいのかなと感じました。事業系の燃やすごみの分別方法について、分からないのですが、家庭ごみのように分別されていなくて、ボーンとまとめて捨てているイメージなんです。各事業所で違うと思うのですが、その辺の指導はどうか、具体例を教えてください。

■事務局

桜塚クリーンセンターに搬入されたごみで、不燃物等の混入が見つかった場合、

収集運搬業者に文書等で指導を行っていることを報告。収集運搬業の許可2年更新であり、更新時に収集運搬業者に、分別についての説明会は実施していることを報告。

■委員

事業系のごみが問題ということですが、これは産廃も含めてでしょうか。多分事業者さんはリサイクルの意識がある方は別なんですけど、ほとんど産廃の方で捨てちゃうんじゃないかなと思ってるのですが、そうすると家庭ごみのように分別されないの、どういう処理をされて最終排出されているのかがつかみにくいところがあるのではないかと思います。今日、この資料を見せていただいて、後ろの方にごみの処理と現状を細かく記載していただいているのですが、これは家庭系のごみの状況ということだと思うので、これと同じようなものを事業系でも作れたらという理解でよろしいでしょうか。その辺がわかってこない事業系の把握は難しいのではないのでしょうか。

■事務局

市の管轄は一般廃棄物であること、事業系廃棄物についても一般廃棄物が対象であり、産業廃棄物は京都府が指導することになる旨を説明。収集運搬については、事業者が直接持ち込むよりも契約している収集運搬業者が搬入することが多いため、まとめて搬入されることが多いことを報告。現行のごみ処理基本計画のもと市民や市内事業者へ分別や適正排出の啓発を行ってきたこと、その中で市内事業者への啓発が十分でないことを認識していること、市内事業者へ分別や適正排出を促す取り組みを検討していきたい旨を報告。

■委員

最初の説明の話は産業廃棄物が入っていない、一般廃棄物のみの話ということですか。

■事務局

市の管轄は一般廃棄物であり、事業所から出るごみすべてが対象ではない旨を回答。

■委員

今回のゼロエミッションというのはあくまで一般廃棄物に対してとのことでよろしいでしょうか。事業者さんは、多分、義務化しないと難しいのではないかと考えてます。京都市の方でしたら、亀岡市より進んでまして、しまつの心条例で業者さんも義務化されてますので、そうすると業者もやらなければならないとな

りますので、そんなところが参考になると思います。私も京都市に行ってますし、あちは厳格で事業所の雑紙もクリーンセンターで受け取らなくなりました。京都市も亀岡と似てまして、音羽のもりという処分場がもうダメになるので、ごみを半減化しなければならないので、徹底してやっつけて参考になると思います。

■委員

教えていただきたいのですが、資料を見ると埋立ごみはエコトピアに行って埋められて、このところが限度が来ているとのことで、使用済み小型家電は埋立には行かないと聞きました。以前、伺ったと思うのですが、亀岡は小型家電のみの回収ですが、本来はすべていけるんだとも聞きました。分かっている範囲でいいんですが、大きな家電なんかはどういう処分をされているのか、もしそれが埋立ごみになっているのなら、大きいものですから、施設の圧迫の要因になり、それを小型家電と同じように回収しリサイクルするということは可能なかどうかを教えていただけますか。

■事務局

小型家電の回収は、昨年の秋から市内公共施設 11 施設で回収開始していること、回収対象は回収ボックス（15×40 センチ）に入るものを対象としていることを報告。小型家電にレアメタル等が含まれているため、国が推進している施策でもあることを報告。家電 4 品目（テレビ、洗濯機、冷蔵庫、エアコン等）はリサイクルが義務化されており、市の施設で処分できないことを報告。その他の家電は、市で処分する対象となること、埋立ごみ袋に入るものは埋立処分すること、入らない大きなものや破碎の必要があるものは粗大ごみになること、エコトピアに搬入した粗大ごみで埋立に適さないものは業者に処理を委託していることを報告。

■委員

今の話ですと、昔のレコードプレーヤーなんかですと、小型家電のサイズに入らないので、すべて埋立となるのですか。一昔前のパソコンなんかも非常に大きいのですが、テレビはチューナーがついてないとテレビでないと聞いたのですが、パソコンのディスプレイはテレビでは無いとなると、その辺も含めると、埋立のスペースが大変大きくなるので、延命化を進めるためには、そのあたりをどうするのか、学校現場なんかですと古い放送機材も多くあり、家庭でもまだ残っていると思うので、それをすべて埋め立てるのか、軽減化する方法があるのか教えていただければと思います。

■事務局

市の方でやむを得ず受け入れている場合もあること、リサイクル回すと排出量

の軽減になること、埋立ごみは減量可能である認識していることを回答。埋立ごみのサンプリング調査を年 2 回実施していること、サンプリング調査では埋立するしかないものは全体の 2 割程度であること、それ以外はきれいに洗うなどすればリサイクル可能な素材であることを回答。

■会長

資料で事業系は 27 年度実績で 5%増で 29 年度目標は困難となっていますが、分別が始まってから生ゴミと出していたプラスチックが分別されるようになり、生ゴミは一週間に 1 回ぐらいになり、びっくりしています。家庭系は減ったのにどうして事業系は増えているのか、現状はどうなっているか教えていただけますか。

■事務局

家庭系ごみは減量が進んできていること、プラスチック容器包装を分別していることで半分以下に減っていることを回答。事業系ごみは排出内容を詳細に把握できていないこと、事業系ごみの減量には事業者の協力が必要であること、焼却施設や埋立施設は使用できる限界があることを報告。

■委員

実態としては業者であれば、プラスチックのごみを出される場合、産業廃棄物として出されると思うのですが、議論しないというのであればそれまでですが、産廃で出ていくプラスチックをリサイクルの方に回してもらえば、リサイクル率も上がるはずですし、そっちの方も何か手は打てないのかなと思います。中間処理業者にまかせるのではなく、有価物として、処分するようにするとか。ここでの話では無いと言われればそれまでですが。

■事務局

家庭系の資源ごみはリサイクルに費用が発生している状況にあることを説明。事業系ごみの資源化は、事業者には費用負担の必要が生じる可能性があることを回答。

■委員

事業者さんはプラスにならないと動かないと思います。なんかいい方法が無いのかなと思います。

■事務局

京都市は条例で事業者協力を強く求めていることを例示。

■委員

大型ごみについて、市民の負担がどれくらいになっているか分かりますか。

■事務局

詳細は確認し、後日回答。

■委員

前の基本計画でも、その辺の見直しが2か所ほどでているので、金額が大きいのならしっかりと見直して、改正した方がごみの抑制にもつながると思います。

■事務局

費用負担は、15年ほど前に金額決めているためバランスがとれてない部分もあることを回答。

■委員

事業系について、食品の廃棄がすごく多いと思うのですが、それほど負担しなくても、食べきりましょうという運動を他の自治体もやっているし、業者は自治体のいうことは聞いてくれる面もあるし、みんなやっているという、乗ってくれる場合もあると思います。条例等でなくとも、すぐにでも呼びかけ等できる内容だし、食品残渣の減量にもつながるのではないかと思います。お金がかからなくて知恵で出来る事はどんどんやってほしいと思います。それと、プラスチックですが、埋立ごみにプラスチックの傘がすごく多いのですが、容器プラスチック以外のたとえばお風呂のふたとか、そういうものはリサイクルできませんよね。そういうものの利用法、リサイクル法は無いのでしょうか。

■事務局

事業者へ処理を委託すれば埋立しないことも可能であること、ただし費用が発生してしまうことを回答。

■委員

リサイクルすると余計にエネルギーが必要で環境負荷はどうかとか難しい問題だとは思いますが。

私の出身は岐阜なんですけど、結構、なんでも燃やしているんです。亀岡と違い、プラスチックの洗面器なんかはすべて燃やすごみに入れてます。それもどうかと、ダイオキシンの問題なんかもありますし、日本ほどごみを燃やす国は、世界にも無いらしく燃やすことに対する問題はあります。どうしたら環境負荷を少なくしていけるのか、何かいい知恵は無いのでしょうか。

■事務局

環境負荷や費用等、さまざまな情報を審議会で提供していく旨を回答。

■委員

家庭のプラとかの分別で量が削減したのは良い事だと思います。私が今勤めているところが、市のごみ袋でない青いごみ袋に全部入れています。ボディソープとか業務用のものは透明の袋で捨てているのですが、おむつとかプラとかは同じ袋で、食事のプラごみなんかも同じ袋でドンと置いておくと業者が取りに来るとい状態です。去年1年くらいで老人施設が今までより20以上増えたと聞いているのですが、おのずと一般の方でそこに入所される方がおられるわけで、少しかもしれないが家庭ごみが減ると思います。事業所の方もきちんとされているところは良いのですが、今後、課題になってくるとは思います。

■委員

たとえば他の委員の方が言われた、知恵で出来ることは、お金がかからない事ですので、現状を100として、減らしていけば表彰するとか、そういうインセンティブというか、仕組みを作ってもらえばどうかと思います。それから区の役員をして知ったのですが、廃品回収をすれば報奨金が出て、曾我部小でも年間3回ほど実施していて、大体50万くらいになっています。すごい活動資金になり、みんな元気がでています。そういうペナルティ側とインセンティブ側とを平行して考えていただけたら子どもたちにも話をしやすいと思います。

■委員

事業者さんのインセンティブ側として、表彰したらどうかというのに似たことですが、環境基本会議の方ではみどりのカーテンをやっていて、家庭、事業者両方、表彰しましょうということもやっています。そういう考え方に立って、ごみの減量化も事業者のみなさんを引っ張り込むようなシステムを考えて行ってはどうかと思います。いろんな団体も含め考えてみればどうかと思います。

■事務局

今、ありました意見のようにペナルティだけではなく、プラスの部分も、いろいろなエコ活動をされている団体もありますし、それが有効であるのなら、何らかの方法で表彰させていただくとか、事業所については市のホームページに載せさせていただくとか考えたいと思います。

■会長

いろいろ、御意見がでておりますが、今後のスケジュールの関係で、今日ほど

ういう議論をしていかなければならないかを確認したいと思います。スケジュールを見ますと中間答申が11月ということで、ここでほぼ骨格が決まってあとはパブリックコメントで少し修正が入るということですね。6月と8月に審議をすることになっていますが、今日の段階でいろんな意見もうかがっておけばいいのですが、それ以外にこういうところを聞いておきたいということはありませんか。

■事務局

ごみ処理の現状を説明し、委員から様々な意見を出して欲しい旨を回答。今後、意見をもらいながら解決方法をまとめていきたい旨を回答。11月くらいまでにまとめ、計画に反映していきたいこと、新年度には計画策定に関わる業者選定を行う予定であることを回答。

■会長

今日でた意見はまとめて、次の回までには市の方からコンサルとも調整してもらおうということですね。

■会長

事業系のごみで審議をしなければならないのが、どういう部分なのかが今一つわからないのですが。

■事務局

事業系も、一部に一般廃棄物を含んでいることを説明。

■会長

そうすると、容プラとかペットボトル、ビンカンは関係なしですか。となると紙屑くらいですか。

■事務局

紙や製造業以外の食品残渣等が含まれていることを説明。

■会長

弁当殻のプラスチック等は産業廃棄物ですか。

■事務局

産業廃棄物であることを回答。

■会長

事業系としてはそれほどないですね。生ゴミと紙をしっかりと分けるとかぐらいですか。

■事務局

事業系ごみも含めてリサイクル率を設定しており、事業系の廃棄物の影響を受けることを報告。

■会長

そうしたら、プラスチックが入っていたら違反だから市の方では受け取らないということですね。

■委員

事業系のごみがおもわしくないということですが、事業系の中でも一般のごみのような分類もありますが、それも減らしていきたいということですか。

■事務局

事業系一般廃棄物のさらなる減量は必要との認識を回答。

■会長

廃品回収業者が最近、近くでもやられてまして、古紙回収業者もその近くにいます。そのような業者はうまく使っていくことはできるのでしょうか。

■事務局

違法行為を行う業者もあること、違法な業者に対してはパトロールや指導を行っていることを説明。

■委員

逆に適正処理ってどのような事かわからない部分があり、あそこに持っていけばタダでとってくれるとなれば、持っていきますよね。だけど本当はダメだというのがどこで判断すればいいのかがよくわからない。適正処理をしているから間違いないということがわかるようなものはありますか。個人的にはネット等で調べたのですがよくわからないのですが。

■委員

推奨はできないので、こういう業者は注意しなさいというのが自治体等で注意喚起されているのは見かけます。

■事務局

不正があれば指導していること、違法性が明確でない場合の指導は難しいことを回答。一般廃棄物の収集運搬には許可が必要なこと、許可業者は市のホームページ等で確認できることを報告。

■委員

資料に書いてある課題のところと、今後の論議について質問ですが、課題のところを見ると、3つ挙がっていますがこの辺が柱と考えてよろしいでしょうか。

また、エコトピアの後の部分が50億という膨大な負担となってくる、その対策としては良いのだけれどコストがかかる場合、どのようにとらえたらいいのか。50億かかるのですがそれを1年延ばせば、何千万かの価値がある、その価値以内の持ち出しであればトータルで考えればプラスになる。そういうことも含めて、検討すればいいのか、その辺はどうでしょうか。

■事務局

資料では、市で把握している課題を例示していることを報告。埋立処分場は施設廃止後も環境負荷や水質調査等の監視が必要であること、埋立施設を新たに建設するよりも費用対効果がある方法ならば更なる再資源化や減量化は金銭的なメリットもあるとの認識を報告。

■委員

リサイクルの目標値が21.0%でこの資料だけ見ていけば、何とか達成できそうで妥当かなと思いますが、6年前、園部小学校だったんですが、そこでは、そのころから、プラスチックは分別しており、集積場に村の役員さんが出られており見張られているような状態でした。その辺と比べれば数値が悪くなるのは当然でして、全国平均というのは、全市町村で割った数値ならば、田舎の方が高くなるのは当然ですし、たとえば、同じ規模のデータとか分かるようなものはあるでしょうか。

■事務局

現在のごみ処理基本計画に近隣の類似都市のデータが記載されていることを報告。直近のデータについては、今回の計画でまとめていくことになることを回答。

■委員

事業系のごみについてはすごく難しいとは思いますが、たとえば、事業系のごみを監視するのは国の法律ぐらいしか無いのでしたら、誰がするのかというと、誰もしないと思います。所在の自治体が根拠が無くてもする必要があると思いま

す。

■事務局

一般廃棄物を管轄する市町村が法律に基づいて減らすよう事業者を求めることは可能であることを報告。

■委員

努力義務みたいなものですね。頑張ってる所とやらないところがある感じですね。事業所への指導についても、燃やすごみ以外の産廃についても、こういう風にしてくださいと言えるのでしょうか。そこまでは言いにくいかもしれませんが法律を最大限、利用して事業者に働きかける方法がありましたら検討してもらえればと思います。

■事務局

行政の管轄は異なっても資源化は進めた方が良いため、事業者に適正処理の協力を求めていくことは可能との認識を回答。

■委員

事業者としてもごみが減れば気持ちがいいと思いますし、食べ残しにしても、せっかく作ったものを捨てるよりも食べてもらう方が絶対いいので、その辺のことも考えていただければと思います。

■委員

私がボランティア先でごみの量をいうときに一日に家庭が出す量、亀岡は 860 グラムぐらいだったと思うのですが、京都では 490 グラムだったと思います。ゼロエミッション目指していますというのであれば、京都市を抜くぐらいの目標が必要かと思います。この指標が一番わかりやすいし、子供に説明するときには私も良く使いますし、高いか低いかすぐに分かりますので、どのような目標にするのか、わかりやすい形で示していただきたいと思います。

■委員

いろいろと拝聴しておりまして、ごみを出さないというのが大切だとは思いますが、事業所への指導というのは何らかの義務化、条例化は必要だと思います。その辺をきちっとするためには、環境の部署だけでなく行政の中でも産業に関わる部署の連携も必要であり、オール亀岡として全体で取り組むようにしてもらって今後の会議で示してもらったらと思います。

■事務局

うちはごみを減らすという部分ですが、食品を残渣をどうするかというと、ガ

ス化したり堆肥化したりとかが必要であり、堆肥化でしたら市の方でも農林の方が担当課であり、うちだけではできない話ですので連携する中で計画を進めていきたいと考えています。

■委員

私たち家庭は有料のゴミ袋を使って分別してだしているのですが、事業所はどのような決まりがあるのでしょうか。

■事務局

家庭系ごみは処理手数料として市の指定袋を購入してもらっていること、事業者用のごみ袋はないこと、事業者は契約している収集運搬業者に料金の支払をしていることを報告。

■委員

家庭のごみはきっちり分別して出しているので事業所もちゃんと意識を持ってもらえばごみは減ってくるのではと思います。

■委員

決めつけるわけにはいかないと思いますが、事業所の場合、飲食業とか学校・病院いろいろありますが、傾向等、感じておられる部分はありますか。例えば外食産業はどうか分かれば、指導されるときに役立つと思います。

■事務局

事業系ごみの排出内容の把握はできていないこと、業態毎の把握は難しいことを報告。まずは指導ありきではなく、事業所に協力を求めていく方法を検討したい旨を回答。

■委員

亀岡の事業者の数を教えていただけますか。また、家庭のごみで資源になるものってどんなものですか。

■事務局

収集運搬許可業者が10社、そこの契約事業所がおよそ650カ所であることを報告。

■会長

そろそろ終わりの時間も近づいてきましたが、他に何か意見等ありますか。

無いようですので、事務局の方にお返しします。

■事務局

いろいろと御意見いただきありがとうございました。
来年度4月～6月にかけて、計画策定業務の委託先を決定し、6月以降に次回の審議会を開催したいと考えております。また、日程等につきましては、調整させていただきます。本日はありがとうございました。

■会長

今日は忙しいところありがとうございました。本日はこれで閉会とします。ありがとうございました。

■閉 会